



Title	法学における「利他」の位置づけ
Author(s)	福井, 康太
Citation	未来共生学. 2015, 2, p. 31-47
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/51790
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

法学における「利他」の位置づけ

福井 康太

大阪大学大学院法学研究科教授

要旨

本稿は、「利己」(恣意性)の制限≡「利他」(≡公共の福祉)と理解し、その程度の大小に基づいて法秩序のあり方を分析し、そこから法学における「利他」の位置づけについて考察する。「利己」への制約(≡利他)が認められる程度に応じて、法秩序モデルを「自然状態」(純然たる「利己」による無秩序想定)、「最小国家」モデル(リバタリアンの法秩序)、「近代市民法」モデル(自由主義社会の法秩序)、「福祉国家」モデル(機会の平等を考慮した法秩序)、「隣人愛としての利他」(もっぱら道徳に委ねられた当為としての「利他」)を区分し、それぞれの法秩序モデルの特徴を明らかにするとともに、それらのモデルが目ざすものと固有の限界について紹介する。最後の「隣人愛としての利他」については、法がえて「利他」に介入しないことの意味について述べる。

目次

- はじめに
1. 「自然状態」: 純然たる「利己」による無秩序想定
 2. 「最小国家」モデル: リバタリアンの法秩序
 3. 「近代市民法」モデル: 自由主義社会の法秩序
 4. 「福祉国家」モデル: 「機会の平等」を考慮した法秩序
 5. 「隣人愛としての利他」: もっぱら道徳に委ねられた当為としての「利他」
おわりに: 法学における「利他」

キーワード

利己
利他
法
最小国家
近代市民法
福祉国家
隣人愛としての利他

はじめに

宗教社会学者の稲場圭信先生¹から、法学における「利他」²について「RESPECTトーク」で何か話してほしいという話があり、お受けした。さらにその内容を纏めて未来共生イノベーター博士課程プログラム機関誌『未来共生学』の第2号の特集に載せたいという依頼があった。正直なところ、もっぱら「利己」の調整に関わる法学の枠の中で「利他」を論ずるのはかなり難しいと思ったが、他方、法秩序というものは「利己」(恣意性)を制約することで成立するものとも言えるので、「利己」の制限≒「利他」と理解し、その程度の大小に基づいて法秩序のあり方を分析し、そこから法学における「利他」の位置づけについて考察することは可能なのではないかと思った³。本稿は、そのような「思いつき」のレベルを超えるものではない。もっとも、「RESPECTトーク」ではプログラムに関わる多くの先生方や院生の方から貴重なコメントをいただいた。したがって、本稿は、未来共生に関わる方々の率直な意見も反映している。さらに、本稿は、「利他」を考えることを通じて法の役割を明らかにする一つの試論としても興味を持ってもらえるのではないかとも思っている。

以下では、「利己」への制約(≒利他)が認められる程度に応じて、法秩序モデルを「自然状態」、「最小国家」モデル、「近代市民法」モデル、「福祉国家」モデル、「隣人愛としての利他」へと区分し、それぞれの法秩序モデルの特徴を明らかにするとともに、それらのモデルが目ざすものと固有の限界について紹介する。最後の「隣人愛としての利他」については、法があえて「利他」に介入しないことの意味を述べる。

1. 「自然状態」：純然たる「利己」による無秩序想定

1.1 「利他」の不存在としての「自然状態」

法学で好まれる「歴史の始まり」は「自然状態」である。近代法思想のほとんどの教科書で、「社会契約」を論ずる初期設定として登場する⁴。ここにいう「自然状態」とは「利己」(恣意性)の極致の状態であり、この状態のもとでは個人同士の長期的な結びつきが困難であるため、社会秩序が成り立たないと想定されて

いる。トーマス・ホッブズがその著書『リヴァイアサン』のなかで「万民の万民に対する闘争」と述べた状態がその典型である⁵。

1.2 「自然状態」は無秩序か

もちろん、「利己的個人」同士が「利己」的関心から相互に結びつくことはありうる⁶。「契約」という法形式は複数個人間の利害の一致に「合意」を通じて法的効果を付与するものである。「自然状態」から脱出する理論的道具立てとして「社会契約」が持ち出されるのも、「利己的個人」が相互に結びつくことができる数少ない可能性の一つが個人的利害の一致による合意だからである。もっとも、「利己的個人」同士の紐帯は、長続きが見込めないということは言えそうである。だからこそ「自然状態」が無秩序に近いという想定にはそれなりに説得力がある⁷。

1.3 法学と「自然状態」

法学は、この「自然状態」をどうにか乗り越え、生産活動をはじめとする「共同性」を可能にするべく、個人の「利己」を制限して一定の方向に導き、秩序を作り出す理論構築を試みてきた。近代法思想の想定に反し、実際にはより古い時代ほど「利己」への制約は大きく、社会的紐帯は強固である。実際、「自然状態」なるものは歴史上存在しない。しかし、近代初期以降の法秩序モデルは、なお理論上は、おおむね「利己」の制限の程度に応じて分類することができる。以下では「利己」の制限(≒利他)の程度を手がかりとして近代初期以降の法秩序モデルを分類し、その特徴を明らかにする。

2. 「最小国家」モデル：リバタリアンの法秩序

2.1 最小限の「利他」

「自然状態」を自由の究極状態と見なし、ある種の理想状態としつつも、互いの権利侵害を処理し、生産活動や取引活動を行うために必要な秩序を確保するために、自由(≒利己)の最小限の制限を認め、個人の権利のごく一部を「国家」に委ねることを認めるのがリバタリアンの法秩序である。リバタリアニズムとは、「自由至上主義」などと訳されるが、政府による介入を極端に忌避し、社会

的な事柄であっても可能な限り個人の自由に委ねられるべきだとする、主としてアメリカ合衆国で発展してきた法思想である⁸。本来、この考え方は資本主義初期のイギリスに登場したレッセフェールの「夜警国家」モデル⁹のリバイバル版として位置づけられるべきものだが、最小限の国家を考える思考モデルとしてはロバート・ノージックの「最小国家」¹⁰が優れているので、ここではノージックの「最小国家」を紹介し、その特徴を明らかにする。

2.2 ノージックの「最小国家」

ノージックの「最小国家」は、個人の権利を侵害しない、最小限の機構として正当化される「国家」についての思考モデルである。このモデルのもとでは、必要最小限の範囲を超えて「国家」に権限を認めることは個人の権利を侵害するものとされる。ノージックは、独立自営の個人からなる「自然状態」が社会の初期状態であるとする。各個人は無主の土地を耕して自分のものとし、自給自足の生活をする。しかし、独立自営の個人同士での権利侵害の発生はどうしても避けられない。そこで、独立自営の個人間での権利侵害を防止するため、各個人は共同で「権利保護協会」(警備会社と保険会社を兼ねるような機構)を設立するとされる。この点、社会形成の早い段階では社会の中に複数の「保護協会」が並存することになるが、これらの「保護協会」はより多くの構成員を獲得するために、市場においてよりよい条件を提示して競争するようになる。このような市場競争を経てしだいに特定の「保護協会」(最も効率性の高い「保護協会」)による独占状態が発生する。この支配的な「保護協会」は、構成員との関係では各人に一定の貢献を求めるが、「保護協会」に所属せずに自らの権利を自分で実現しようとする独立の個人に対しては、自由な行為を制約する(つまり強制力行使する)代わりに補償を行うことによって、無料で権利保護サービスを提供するようになることとされる。というのも、「保護協会」が支配領域内の全住民をカバーしないと、その領域内での権利侵害がなくならないからである。ノージックによれば、このようにして、支配的な「保護協会」がその支配領域内において全ての住民の権利を保護するようになり、ここに「最小国家」が成立するというのである¹¹。

2.3 「最小国家」モデルの意義

「最小国家」はあくまで個人の権利を保護するための機構にすぎないのであり、個人の権利保護の必要を超えて権限を拡大しようとするときには、その正当性の根拠を失う。まさに個人の権利(利己)を守るための最小限の制約(利他)しか認めないというのがノージックの「最小国家」モデルなのである。このモデルはもともと「福祉国家」を批判するための思考モデルとして構想されたものである。それは、レッセフェールの「夜警国家」モデルと価値観を共有するものの、国防や司法、公共事業ないし公共施設の維持といった権限を「国家」に認める「夜警国家」モデルよりも、正当化される「国家」の範囲をさらに絞り込んでいる。

「最小国家」は現実の法制度ではない。現実の社会を維持していくためには、このような最小限の「利己」の制限(≒利他)だけではうまくいかない。特に、社会の生産力がより大きくなってきたときに、その配分をどのようにして実現するか、独占や社会的格差の発生にどのように対処するかという問題意識によって、正当化される「利己」の制限(≒利他)の範囲はより大きなものとならざるをえない。次にみる「近代市民法」モデルは、各個人により多くの生産を促し、かつそれを適正に配分するために、「利己的個人」の活動の方向に一定の制約を設けるものである。

3. 「近代市民法」モデル：自由主義社会の法秩序

3.1 自由主義(資本主義)と「近代市民法」

「近代市民法」は、より多くの生産を促すとともに、生産物を適正に配分する道具立てとして「市場」を想定する。そして、「市場」を支える法的枠組みとして「所有権」と「契約」を設け、さらに取引主体としての「個人」が独立の主体として尊重され、様々ながらみに妨げられることなく自由に営利活動に専念できる法秩序を構想する。「近代市民法」の考え方の端緒は、例えば19世紀初期に著されたG. W. F. ヘーゲル『法権利の哲学』¹²に見られるものだが、それは自由主義(資本主義)社会の私法の基本モデルとなっている。言うまでもなく、日本の民法もこの考え方に立っている。「近代市民法」は以下の諸原則からなる複合的システムである¹³。

3.2 所有権絶対の原則

まず「所有権」は、諸個人が生産手段と原材料を用いて営利活動をするための基本である。これを保障する原則が「所有権絶対の原則」である。所有権を持つものは、原則として誰からも妨げられることなく、その所有物を使用、収益、処分することが認められる¹⁴。自由主義社会では、所有権者は、市場において営利活動を行うアクター（ホモ・エコノミクス）と想定される。すなわち、所有権者は、自ら所有する生産手段を使用し、人を雇用し、購入した原材料に加工を施して付加価値を付け、それを市場において商品として売ることによって収益活動を行う存在であると想定される。生み出された剰余価値（商品価値－原価）は利潤として所有権者に帰せられる。この結果、所有権者はより大きな利潤（富）を得るために投資を行い、事業を拡大して活発に営利活動を行うようになる。「所有権」は、所有物の自由な使用、収益、処分を保障し、諸個人の生産活動を動機付け、促進する枠組みなのであり、これによって社会全体の富が増大すると考えられている¹⁵。

3.3 契約自由の原則

商品価値は、「売る」（処分する）こと、すなわち売買「契約」を通じて実現される。商品価値は、市場に十分に多数の売り手と買い手がいて、商品の質が確定されており、取引に必要な情報が揃っており、交渉費用が低廉で自由に交渉することができ、市場への参入撤退が自由であるということ（完全競争）を前提として、「均衡価格」として実現されると理解されている¹⁶。この条件を枠づける原則が「契約自由の原則」である。「契約自由の原則」には、①締結の自由、②内容の自由、③方式の自由、④相手方選択の自由の4つが含まれているとされるが¹⁷、これは十分に多数の売り手と買い手が十分な情報のもとで自由に交渉を行って売買契約を締結するということに対応するものである。ここで実現された契約内容（均衡価格）は「パレート最適」基準¹⁸を満たすと理解され、社会全体の効用を大きくすると考えられている。だからこそ、そのような条件のもとで成立した契約は、不履行の場合にも法的強制力を用いて実現され、また損害賠償請求が認められるのである。

3.4 権利能力平等の原則

さらに、そのような取引活動が円滑に行われるためには、取引を行う個人の法的資格、つまり、所有者となり、また契約を締結する法的資格が平等に保障されていることが求められる。取引当事者の法的資格がまちまちで、例えばある人は所有する資格があるのに、ある人にはそれがなかったり、制限されていたりという状況のもとでは、法的資格の有無が外見的に一目瞭然ではないために、安心して取引活動を行うことができない。それ故に、取引を行う個人の法的資格は平等に保障されなければならないのである。ここに言う、取引を行う個人の法的資格の平等を保障する原則が「権利能力平等の原則」である¹⁹。

この点、十分な判断能力を欠く行為者の保護のために、民法で、成年後見、保佐、補助の制度が設けられている（民法第7条以下）。被後見人（被保佐人、被補助人）の「行為能力」には制限が設けられ、同意のない本人自身の法律行為（契約等）は取り消されることがある。もっとも、成年後見等は家庭裁判所の審判によって開始され、また成年後見登記制度によって公示が完備されている。被後見人等と取引をしようとする人はこの登記によって本人に「行為能力」の制限があるかどうかを知ることができ、取引活動の安全は基本的に害されない。いずれにしても資本主義社会において円滑な取引活動は必要不可欠であり、「権利能力平等の原則」はこの必要性に応えるものである。この原則は、「所有権絶対の原則」と「契約自由の原則」と一体となって市場経済の基本枠組みを構成している。

3.5 「近代市民法」と「利他」

「近代市民法」モデルは、これらの諸原則の保障を通じて、各個人により多くの生産を促し、かつそれを適正に配分することを保障する複合的システムである。これらの原則を保障することで、各人に帰属される富は増大し、ひいては社会全体が豊かになると考えられている。言ってみれば、「近代市民法」とは、「利己的個人」を営利活動に向けて動機付けるために、各個人の「利己的欲求」を「所有権」、「契約」、「権利能力」といった法的枠組みの中で整序し、これをもって社会全体における富の増大という「利他」を実現させるための法秩序モデルなのである。そこでは、国家（政府）の役割はこれらの原則を貫徹することに限定さ

れる。政府の統治権限が「憲法」によって制限され、その肥大化が厳しくチェックされるのはこのためである²⁰。

3.6 「近代市民法」の限界

「近代市民法」は自由主義社会の基本的な法秩序モデルとなっており、歴史上大きな成功を収めていると言ってよい。しかしながら、このモデルにも限界があり、実際に様々な弊害が生じている。まず、生産手段の所有は平等ではない。それは競争の結果特定個人に偏って所有されるようになるのであり、生産活動の結果である利潤も特定個人に集中して帰属される。その結果、市場において富者はますます富み、市場を支配するようになり（独占の問題）、また、労働力を売るほかない労働者や提供された目の前の商品を選ぶほかない消費者など社会的弱者がもっぱら搾取される結果となる（社会的搾取・格差問題）。これらの弊害の除去を考えると次から次に紹介する「福祉国家」モデルが登場することになる。

4. 「福祉国家」モデル：「機会の平等」を考慮した法秩序

4.1 「福祉国家」モデルの登場

「福祉国家」²¹は、競争の結果としてもたらされる独占や社会的搾取・格差といった弊害が社会不安をもたらしということを考慮し、「近代市民法」モデルよりも社会的共助、「機会の平等」を重視する法秩序モデルである。言い換えれば、社会的共助や「機会の平等」のために「利己」をより大きく制限し、より広範囲の「利他」を志向する法秩序モデルであると言ってよい。「福祉国家」は、「近代市民法」モデルに限界があることを前提として、その立脚する諸原則を修正し、所得格差を是正する措置をとったり、個人に対して教育の機会均等を保障したり、また失業等についてセーフティーネットを設けたりして、「社会保障」を実現することを念頭に置くものである。

「社会保障」の考え方は、14世紀イギリスの救貧法²²にまで遡るものとされる。資本主義の弊害が問題視されるようになってきた19世紀末ごろから、国民の権利として所得保障や生活保護を含む社会的給付が行われるようになった。す

なわち、19世紀末に労災保険制度、1930年代から1940年代にかけて老齢年金制度、第二次世界大戦後に失業保険制度や家族手当が導入される、といった形で徐々に制度整備が進んできた。日本の場合には、1947年に施行された日本国憲法第25条に生存権および社会福祉、社会保障および公衆衛生について国の責務が規定され、また教育を受ける権利が第26条に明記されたことで、「福祉国家」は憲法上の理念となったと考えられている²³。その後、憲法の規定を具体化する形で、生活保護制度や年金制度、失業保険、家族手当制度等が整備されている。

4.2 「機会の平等」と「結果の平等」

各国によって「社会保障」の程度には差があり、一般に、北欧諸国の社会保障は充実しているのに対して、アメリカ合衆国やカナダ、オーストラリアなどでは最小限の社会保障が行われるに過ぎないとされる。もっとも、所得の再分配を通じて「結果の平等」まで実現しようとする制度を設けるのは北欧諸国など少数派であり、各国制度の主流は市場への参入機会の格差是正を行うに留まる「機会の平等」を実現することを目標とするものである²⁴。この限りで、「近代市民法」が念頭に置く自由競争原理を大きく修正するものではない。「近代市民法」は「利己的個人」の行動を営利活動へと動機づけ、社会全体の富の増大に仕向けることに成功しており、このメリットを減殺する「結果の平等」を目指すことには、自由主義諸国のいずれにおいても強い抵抗感がある。

4.3 「社会主義」という社会実験

この点、1917年のロシア革命によって成立したソビエト社会主義共和国連邦(旧ソ連)は「社会主義」政策を採り、私有財産制を廃止して、個人が営利活動を行うことを認めず、社会的に生産された財は市場を介することなく各人の必要に応じて平等に配分されるべきだとし、実際にそのような方向で制度改革を行った。これは究極の「結果の平等」を目指す社会実験だったと言ってよい。この点、第二次世界大戦後には社会主義圏が拡大し、一時的に「社会主義」は経済的に成功しているかのように見えた時期もあった。しかし、旧ソ連の実態は秘密主義のベールの向こう側にあった。実際には早くから官僚主義による非効率

や労働生産性の低下など多くの問題が発生していた。旧ソ連では、1970年代頃から次第に生産システムの非効率を隠蔽できなくなった。旧ソ連は、1980年代の終わり頃には必要十分な国内生産を達成することが困難となり、1990年代に至って崩壊することになる²⁵。

4.4 「福祉国家」の行き詰まり

「近代市民法」モデルは「利己的個人」の行動を営利活動へと動機付け、社会全体の富の増大に仕向けることに成功していると述べた。他方、「近代市民法」が念頭に置く自由競争の弊害是正のために組み込まれた「福祉国家」的施策の多くは、「利己的個人」を社会全体の富の増大に貢献させるというメリットを減殺させるものであり、社会全体の効用（≒利他）を損なう結果となった。特に、「社会主義」に見られるように、一人一人の生産活動と得られる利益の取得とを切り離して「結果の平等」の実現を図ろうとすることは、労働生産性の著しい低下を招き、社会全体の非効率と効用低下を招く結果となった。「利己的欲求」と切り離された「利他」は長続きせず、社会全体の効用の増大に貢献しない²⁶。多くの自由主義諸国が、いったんは「福祉国家」的施策を導入したものの、次第にそのレベルを下げようとしているが、これは「利己的欲求」と切り離された「利他」の持続困難性に対応する動きである²⁷。

現在の多くの自由主義諸国は「近代市民法」モデルと「福祉国家」モデルの間をさまよっており、新たな方向を見いだせない状況にある。結局のところ、基本的な法秩序モデルにある程度以上「利他」を取り込むことには無理があるのではないだろうか。

5. 「隣人愛としての利他」：もっぱら道徳に委ねられた当為としての「利他」

5.1 「隣人愛としての利他」

ここまで論じてきた「利他」は、「自然状態」を脱し、生産活動をはじめとする「共同性」を実現するために行われる「利己」の制限という位置づけのものであり、「公共の福祉」²⁸という言葉で言い換えることができるようなものであった。もっとも、「利他」を語るときには、新約聖書にある「よきサマリヤ人のたとえ」²⁹に出

てくるような「隣人愛としての利他」について敷衍しておくことが不可欠である。

法はこの「隣人愛としての利他」には一貫して踏み込まないというスタンスをとり続けてきた³⁰。法は、例えば公益法人に対して税制上の優遇措置等を設けることはあっても、個人に「隣人愛としての利他」(善行)を義務づけたりすることはない。これはいったい何故なのか。

5.2 「外的強制」や「利益誘導」と「隣人愛としての利他」

まず、「隣人愛としての利他」は「外的強制」に馴染まない。というのも、「よきサマリヤ人のたとえ」に見られるような「善行」は、純粋に自発的な「善意」にもとづくものであってはじめて、人から賞賛される行為となるからである。「善行」はその結果だけでなく、その動機においても純粋に「善」であることが求められる。その実行に「外的強制」が関わっているようではその動機の自発性と純粋性は失われ、「善行」の意味は大きく損なわれることになる。

同様のことは、「利益誘導」にも当てはまる。何らかの利益が得られるから「善行」をするというのでは、行為の自発性も動機の純粋性も担保され得ない。その「善行」が何らかの利益にもとづくものであれば、誰もそれをすばらしい行いとして讃えたりはしない。

法は刑罰等による「外的強制」や補助金等による「利益誘導」をその実効化のための手段としており、これが個々人の「善行」の実現に関わるとすれば、行為の自発性と動機の純粋性というその重要な要素を損なうことになる。それ故に、法は「隣人愛としての利他」には踏み込まないと考えられる。

5.3 法による「隣人愛としての利他」支援は許されるか

この点、公益法人に対する税制優遇措置のように、「利他」のために貢献すると認定された団体の活動を法が側面的に支援することはある³¹。このような側面支援は「利他」的行為の自発性と動機の純粋性を損なうものではないのか。

確かに、公益法人への税制優遇措置は「利他」的団体に対する一種の利益誘導にあたり、「利他」に対する許容すべからざる介入であるようにも思える。これらは「利他」行為の自発性ないし動機の純粋性を損なうことに繋がりがかねないからである。

これらの措置が辛うじて正当化されるのは、法が公益活動の動機ではなく、「結果」に着目して側面支援をしているからだと考えられる。法は、人々が公益法人の活動の恩恵を受けることに大きな関心を有しており、そのもたらす「結果」に着目して、そのような活動をする団体に対して様々な施策を行う。これは、あくまで「利他」行為の自発性ないし動機の純粋性を損なわない限りで、社会の効用を大きくする公益活動を側面的に支援しているに留まるものと理解される。支援を受ける団体も、優遇措置を受けることを「目的」として「利他」的活動をしているわけではないだろう。このような問題に配慮がある限りで、公益活動の間接的な法的支援は認められるのではないだろうか³²。

おわりに：法学における「利他」

ここまで、法秩序というものは「利己」(恣意性)を制約するところから生まれてくるとも言えることから、「利己」の制限≒「利他」(公共の福祉)と解することで、その程度の大小に基づいて法秩序のあり方を分析し、そこから法学における「利他」の位置づけについて考察してきた。まず、「最小国家」モデルが「利己」の最小限の制約のもとで可能な「国家」とはどのようなものかを検討する思考実験として興味深いものであること、「市場」を用いることで個人の「利己的欲求」を生産活動に結びつけ、社会全体の効用の増大に成功した「近代市民法」モデルが、今日の自由主義社会の基本的法秩序モデルとなっていること、もっとも、その弊害を是正するうえで、「機会の平等」を図るための「福祉国家」モデルも有効であること、他方、「私有財産制」を廃止し、より大きな「利他」として「結果の平等」まで実現しようとした「社会主義」モデルは失敗に終わったことなどを概観した。さらに、「隣人愛としての利他」に法が関わらない理由について検討し、また公益法人に対する税制優遇措置等の当否について論じた。

ここまでの議論で、法学における「利他」の位置づけをある程度明らかにすることができたと考えているが、どうしても法学の固有課題として「利他」そのものについて正面から切り込んでいくことができないもどかしさを拭拭することはできない。それは何故なのだろうか。

私は、法学が「利他」そのものに正面から切り込んでいくことができないのは、

「隣人愛としての利他」のところで述べたこととも重なるが、法学の対象たる法が国家による「外的強制」をその最も重要な実現手段としているからだと考えている。法が「利他」に関わる場合には、その実現手段の性格上、「利他」行為の自発性と動機の純粋性に抵触することを避けるのは難しい。法学なる学問もまた、それが「実効的な法」(実定法)を対象とする限り、「外的強制」を持ち出すことを避けられない。だからこそ、法学は「利他」を扱うことを苦手とするのではないだろうか。

まだ検討すべき論点はたくさんあるが、紙面が尽きたのでこのあたりで筆を置くことにする。「RESPECTトーク」に参加して様々な意見をのべていただいた皆さんに心からの感謝を捧げたい。

注

- 1 大阪大学大学院人間科学研究科准教授。利他主義・市民社会論、ソーシャル・キャピタルとしての宗教、宗教の社会貢献に関する研究を行っている。
- 2 本稿では「利己」と「利他」を対置する欧米近代の用法に従って議論を進める。日本語の「利他」なる用語はもともと仏教用語であり、「利他行」といった形で用いられる。この場合、「利己」と「利他」は対置関係にはない。「利他行」については、稲場(1998: 153-179)。同論文の他、稲場(2011: 191-194)も合わせて参照のこと。
- 3 「利己」と「利他」の対置は、オーギュスト・コントがはじめて用いたものである。彼は「利他」が社会秩序形成の直接的な要因であることを指摘している。例えばコント(1980/1844: 203-207)を参照。
- 4 例えば、笹倉(2007: 46-66)。
- 5 ホッブズ(1954/1651上巻: 220)、Hobbes(1996: 84)参照。
- 6 そもそも「利己的個人」の集合が無秩序であるのかどうかは一つの問題である。「利己的個人」にも様々な個性があり、例えば凸と凹が組み合わせられれば「利己的個人」の集合も秩序たりうる。例えば、男女の結びつきはお互いの「利己」的関心によるものだが、それは「家族」という社会的単位を作り出し、社会秩序の基礎となる。
- 7 ホッブズのいう「自然状態」は端的に「万人の万人に対する闘争」として想定されるが、ジョン・ロックの考える「自然状態」は初期状態としては自然法が支配する理想状態である。もっとも、自然法の遵守は自己執行に委ねられ、容易に破られてしまうのであり、自然法だけでは秩序を維持することができず、社会は戦争状態に陥ってしまう。だから個々人はホッブズの場合同様社会契約を必要とするようになるとされる。ロックの「自然状態」については、ロック(2010/1690: 296-311)、Rocke(2014: Book II, Chapter II)。
- 8 リバタリアニズムのコンパクトな紹介としては、森村進(2001)。

- 9 アダム・スミスは、国家の役割は国防、司法、公共事業ないし公共施設の維持に限られるべきだという「消極国家」観を唱えたが、レッセフェールの「夜警国家」とはこの「消極国家」観を批判したラッサールの造語である。スミスの「消極国家」観については、スミス(2001/1776: 339-341)、Smith(2003: 873-875)を参照。
- 10 ノージック(1994/1974: 1-250)、Nozick(1974: 3-146)を参照。
- 11 「最小国家」はあくまで警備会社と保険会社を兼ねる「権利保護協会」であり、「領土」、「国民」、「主権」といった国家に必要なとされる要素をすべては備えてはいないという意味で、政治学的意味における「国家」ではない。もっとも、ノージック自身は「保護協会」は国家の必要最小限の条件は満たしているとしている。この点について、ノージック(1994/1974: 139-188)、Nozick(1974: 88-119)を参照。
- 12 ヘーゲル(1991/1820: 177-224)、Hegel(1995: 102-172)。
- 13 民法の基本原則について、例えば加藤(2002: 41-44)。
- 14 民法第206条「所有者は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利を有する」。
- 15 このような所有権法の構造について、古典ではあるが、川島(1981/1949: 1-314)を参照。
- 16 「完全競争」について、より詳しくはハイエク(1990/1949: 127-145)を参照。
- 17 「契約自由の原則」については、加藤(2002: 200-201)を参照。
- 18 「パレート最適」とは、他者の満足度(効用)を下げてはならないという条件のもとで、誰も自己の満足度(効用)を上げることができないように資源が配分されている状態のことであり、この状態が社会全体の満足度(効用)を最も大きくするとされる。「パレート最適」については、廣松渉・子安宣邦他(1998: 1292)(大澤真幸担当)を参照。
- 19 加藤(2002: 42)。
- 20 ちなみに、憲法は政府の統治権限を制約するものであり、それによって国民の自由保障を実現するという考え方が「立憲主義」である。「立憲主義」は、市場への政府の介入を忌避する「近代市民法」と表裏の関係にある。「立憲主義」については、例えば浦部(2006: 12-18)を参照。
- 21 「福祉国家」の定義については、坪(2012: 10-15)を参照。もっとも、「福祉国家」の定義は様々であり、一義的な定義があるわけではない。
- 22 イギリスの救貧法(Poor Laws)は黒死病流行後の労働力不足への対処のために1388年に設けられたのが最初であり、その後エリザベス救貧法をはじめとして何度も改正が繰り返され、20世紀に及んで福祉国家イギリスの礎となったとされている。より詳しくは坪(2012: 32-57)を参照。
- 23 「社会保障」については、坪(2012: 44-47)。
- 24 「福祉国家」の各国比較については、坪(2012: 72-75)。
- 25 このような問題を早くから指摘していた小室(1980)に中学生時代に出会った私は大きな衝撃を受けた。
- 26 「福祉国家」が直面する官僚主義や非効率といった問題については、ハイエク(1987/1960: 127-145)を参照。
- 27 1980年代から「福祉国家」は縮小期に入ったと見られている。この点について坪(2012: 47-55)。
- 28 「公共の福祉」とは、日本国憲法第12条、第13条、第22条、第29条に規定された人権の制約原理である。「公共の福祉」の意味については諸説が分かれているが、人権に対する外在的な包括的制約原理を認めるという立場は少数説であり、基本的人権の制限は人権相互間の調整に関わる最小限度のものしか認められないとして、そのような制約としてのみ「公共の福祉」が認められるというのが通説的な見解だとされる。「公共の福祉」の解釈については、浦部(2006: 82-85)を参照。
- 29 「よきサマリヤ人のたとえ」(Parable of the Good Samaritan)とは、新約聖書「ルカによる福音書」第10章 第25節から第37節にある、イエス・キリストが語ったとされるたとえ話である。内容は次の通り。ある人がエルサレムからエリコに向かう道中で強盗に襲われて身ぐるみはがれ、半死半生となって道端に倒れていたときに、ユダヤの祭司や律法学者たちはこの人を助けずに通り過ぎたのに、ユダヤ人から大変に嫌悪されていた一人のサマリヤ人が、この半死半生の人を助け、傷口の治療をし、宿屋まで運び、怪我人の世話を頼んで費用まで出した。イエス・キリストは、この怪我人にとって「隣人」とは誰かを律法学者に問うたのだが、誰もこれに答えることはできなかったとされる。
- 30 法がこのようなスタンスをとるのは、法と道德の関係に関わっている。法と道德の関係についての簡潔な整理として、笹倉(2002: 42-75)。
- 31 社団法人および財団法人の公益認定は「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づいて行われる。同法第2条で、「公益目的事業」として認められるのは「学術、技芸、慈善その他の公益に関する事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう」とされており、23事業が別表で定められている。公益性があると認められる特定目的の事業を行う社団法人、財団法人に対して、それが不特定かつ多数の利益の増進に寄与するという結果をもたらす場合に、内閣総理大臣もしくは都道府県知事が公益認定できることになっている。公益法人の詳細についてはウェブサイト「公益法人information」を参照：https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/koeki/pictis_portal/common/portal.html (last access on December 5, 2014)
- 32 法による「利他」行為の支援に関する興味深い研究として、菅(2006)がある。

参考文献

坪洋一

2012『福祉国家』法律文化社。

稲場圭信

1998「現代宗教の利他主義と利他行ネットワーク——立正佼成会を事例として」『宗教と社

- 会』4: 153-179。
2011『利他主義と宗教』弘文堂。
- 浦部法穂
2006『憲法学教室』〔全訂第2版〕日本評論社。
- 加藤雅信
2002『新民法体系I 民法総則』有斐閣。
- 川島武宜
1981/1949「所有権法の理論」『川島武宜著作集第7巻 所有権』岩波書店。
- 小室直樹
1980『ソビエト帝国の崩壊』光文社。
- コント、オーギュスト
1980/1844「実証精神論」清水幾太郎監訳『世界の名著46』中央公論社。
- 笹倉秀夫
2002『法哲学講義』東京大学出版会。
2007『法思想史講義・下』東京大学出版会。
- 菅富美枝
2006『法と支援型社会——他者指向的な自由主義へ』武蔵野大学出版会。
- スミス、アダム
2001/1776『国富論3』水田洋監訳、岩波文庫。
- ノージック、ロバート
1994/1974『アナーキー・国家・ユートピア』嶋津格訳、木鐸社。
- ハイエク、F. A.
1987/1960『ハイエク全集7: 福祉国家における自由——自由の条件III』西山千明・矢島均次監修、気賀健三・古賀勝次郎訳、春秋社。(F. A. Hayek, *The Constitution of Liberty Part III: Freedom in the Welfare State*, London: Routledge, 1960)
1990/1949『ハイエク全集3: 個人主義と経済秩序』西山千明・矢島均次監修、嘉治元郎・嘉治佐代訳、春秋社。(F. A. Hayek, *Individualism and Economic Order*, London: Routledge & Kegan Paul, 1949)
- 廣松渉・子安宣邦他編
1998『岩波 哲学・思想事典』岩波書店。
- ヘーゲル、G. W. F.
1991/1820『法権利の哲学: あるいは自然的法権利および国家学の基本スケッチ』三浦和男他訳、未知谷。
- ホッブズ、トーマス

- 1954/1651『リヴァイアサン』水田洋訳、岩波文庫。
- 森村進
2001『自由はどこまで可能か——リバタリアニズム入門』講談社現代新書1542。
- ロック、ジョン
2010/1690『完訳 統治二論』加藤節訳、岩波文庫。
- Hegel, G. W. F.
1995 *Grundlinien der Philosophie des Rechts: oder Naturrecht und Staatswissenschaft im Grundrisse*, mit Hegels eigenhändigen Notizen und den mündlichen Zusätzen, Werke 7, 4.Aufl., Suhrkamp.
- Hobbes, Thomas
1996 *Leviathan*. Edited with an introduction and notes by J. C. A. Gaskin. Oxford World's Classics. Oxford University Press.
- Locke, John
2014 *Two Treatises of Government, 1690*. available at: <http://www.gutenberg.org/files/7370/7370-h/7370-h.htm> [last access on 2014/12/04]
- Nozick, Robert
1974 *Anarchy, State, and Utopia*. Basic Books Inc.
- Smith, Adam
2003 *The Wealth of Nations*. Introduction by Alan B. Kruger, edited, with notes and marginal summary, by Edwin Cannan, Bantam Classic.